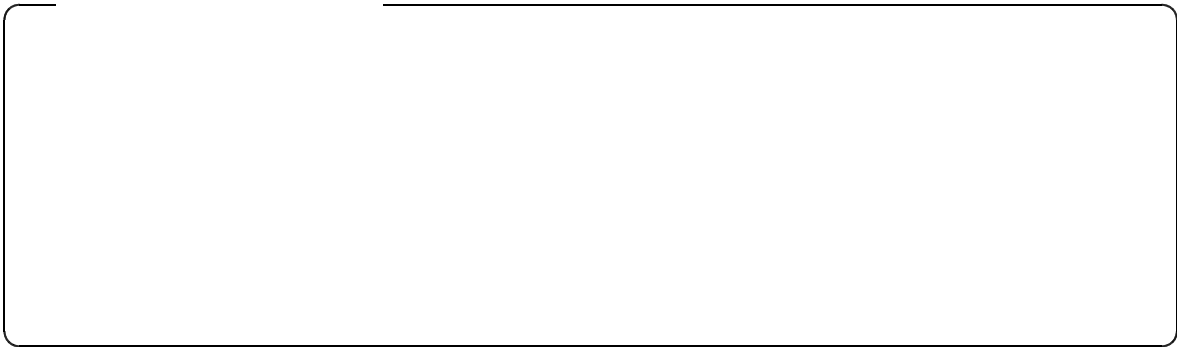
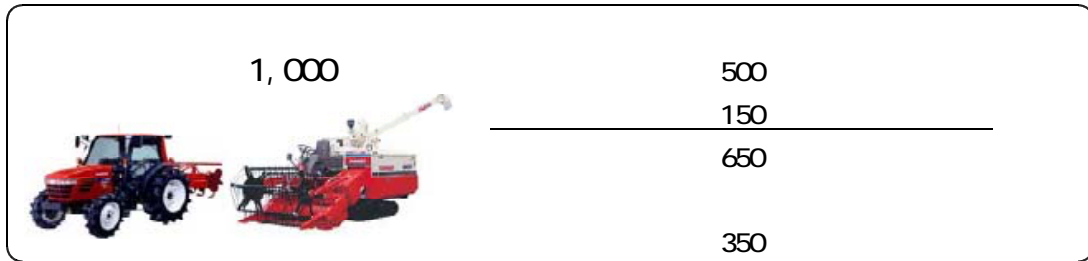


21

8,136,000 6,480,000



- 例えば、 する場合



自己負担部分の350万円に対して、

します。

なお、
助成されます。

です。上記の場合300万円の範囲内で

- 本事業の支援対象は、地域農業の担い手である 及び です。
具体的には、

3

- ・規約を有していること
- ・組織として一元的に経理を行っていること
- ・将来的な農用地利用集積の目標面積が地域内農用地の2/3以上であること
- ・主たる従事者の年間農業所得の目標が市町村基本構想の水準以上であること
- ・事業実施から5年以内に農業生産法人となる計画を有していること



24

33 37

認定農業者等の担い手による融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際して、
し、担い手の経営責任と創意工夫による
主体的な経営展開を補完的に支援します。

平成21年度においては、
するとともに、担い手の作業実態に即して、
を行います。また、面的集積を実証的に取り組む地区等への支援
を拡大するための
を行います。

【補助率：融資残額（3／10上限）】

【プロジェクト融資主体型補助：6,780,000（5,400,000）千円】

【うち「面的集積タイプ」：1,380,000（487,500）千円】

【事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会】

【事業実施期間：平成19年度～平成21年度】

プロジェクト融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への
交付金の積み増しにより、
します。

平成21年度においては、プロジェクト融資主体型補助の
に伴い、追加的
信用供与の
を行います。

【補助率：定額】

【追加的信用供与：1,356,000（1,080,000）千円】

【うち「面的集積タイプ」：276,000（97,522）千円】

【事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会】

【事業実施期間：平成19年度～平成21年度】

[担当課：経営局構造改善課（03-6744-2148（直））]


地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業(拡充)

現行(20)

担い手への施策の集中化・重点化
担い手育成・確保対策の抜本的改革

” ”

19)



- 担い手による融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際し、融資残の自己負担部分へ補助
〔補助限度額: 融資残額(事業費の3/10が上限)〕
-

〔農業信用基金協会へ債務保証原資を積み増し〕

- ・面的集積のモデル的取組を支援
- ・融資主体型補助への予算のシフト

**「面的集積型」の創設とともに
一般型の予算を増額**

課 題

21 2008

意欲と能力のある担い手の育成
法人化の推進等

農地政策改革の具体化

**質的向上に取り組む
担い手への支援の充実**

面的集積の加速化への対応
モデル的取組を実証段階へ移行

・担い手に直結した**低コスト**で高い**事業効果**
・融資主体型補助という新たな手法が**現場段階**で受け入れ

21

8,136,000 (6,480,000)

一般型 6,480,000 (5,894,978)
担い手の育成・確保に係る**質的向上目標を新たに設定**

- ・担い手の法人化に係る育成目標
- ・市町村基本構想到達者育成目標 など

面的集積型 1,656,000 (585,022)
面的集積に取り組む地区に対する**支援地区数を大幅に拡大**

このほか、担い手の作業実態に即して、**助成対象となる農業用機械・施設等を見直し**

- ・担い手アクションサポート事業
- ・経営者連携研さん・高度経営支援事業
- ・農地情報共有化支援事業
- ・農地確保・利用支援事業 など

**自己の経営判断と創意工夫により経営発展に取り組む自立型
農業経営の育成を推進**